

歯科麻酔科 ご存知ですか？

こちらでは歯科麻酔科医の役割についてご紹介します



歯科麻酔科とは

歯科治療に協力できない障がいのある人や子どもさん、歯科治療に対して恐怖心を抱く人や器具を口の中に入れると吐き気がする人、認知機能が低下している高齢者など、歯科治療を受けることが難しい患者さんがいます。このような患者さんは、全身麻酔や鎮静法を併用することで「痛くなく、怖くなく、不安も感じず、安全な歯科治療や手術」を受けることができます。皆さんが安心して歯科治療を受けられるようにすることが、歯科麻酔科の重要な業務の一つです。その他、口腔がんなどの口腔外科手術の麻酔、口や顔の痛みや痺れに対する治療なども、歯科麻酔科の業務です。

1

歯科治療時の
全身麻酔や鎮静法

2

口腔外科手術時の
全身麻酔や鎮静法

3

口腔顔面領域の
痛みの治療



専門医一覧

全国の歯科麻酔
専門医はこちら
お近くの専門医に
ご相談ください



施設一覧

全身麻酔管理下で
障害児（者）歯科
治療が可能な施設
一覧はこちらから



お問い合わせ

歯科麻酔に関する
お問い合わせは
日本歯科麻酔学会
まで

歯科治療で全身麻酔

さまざまな手術が全身麻酔で行われているのは皆さんご存知だと思います。意識を失っている間に手術が終わるため、とても楽に手術を受けることができます。

昔から日本では、歯科治療は外来通院で行われることが一般的であり、全身麻酔や鎮静法を使って行われていることは、あまり知られていません。一方、北米や欧州では歯科における麻酔管理が広く普及しており、米国では人口比で日本の約10倍程度、カナダではさらに多くの全身麻酔や鎮静法が行われています。英国でも小児の歯科治療が全身麻酔で行われており、その数は日本の10倍以上だと推測されています。

日本で歯科麻酔科ができたのは約50年前です。全国の歯学部には麻酔管理をする専門の講座ができました。そして、口腔外科手術を行うための麻酔管理が行われるようになり、現在では抜歯のような小手術だけではなく、歯科治療のための全身麻酔や鎮静法に対応する施設も増えてきました。今後、より整備が進んで歯科治療のための麻酔が広く利用できるようになることが望まれます。



全身麻酔の今！

50年前の麻酔は現在と使用する薬が異なり、麻酔から覚める時間もかかり、手術後も十分な監視が必要でした。そのため、全身麻酔ときくと大変なことだと思われるかもしれませんが、現在の麻酔薬や技術は飛躍的に進歩したので、すぐに眠れて、終わればすぐに目を覚ますことができます。また、**歯科麻酔専門医**は患者さんに合った麻酔方法を選択し慎重に準備をします。治療の間も常に患者さんの状態を監視しますので、みなさんは安全に歯科治療を受けていただくことができます。しかし、医療行為である以上、残念ながら100%安全であるとは言えません。私たち**歯科麻酔専門医**は100%の安全に近づけるよう日々研鑽に励んでおります。ご不安な点はどうぞお尋ねください。

全身麻酔と鎮静法の違いとは

眠っている間に歯科治療を受ける方法には全身麻酔と鎮静法がありますが、大きな違いは眠りの深さです。全身麻酔は、麻酔中に完全に意識がない状態であるのに対して、鎮静法は治療中のことを忘れることもあります。基本的に意識が残る麻酔方法です。また、鎮静法には吸入鎮静法と静脈内鎮静法とがあります。

亜酸化窒素吸入鎮静法（笑気麻酔）は鼻マスクから笑気ガスを吸うことでリラックスした状態になりますが、治療中の意識は残るので、恐怖心が強い方には十分な効果が期待できません。

もっとリラックスが必要な方には静脈内鎮静法があります。この方法では点滴の注射が必要ですが、患者さんによっては「眠っている間に治療が終わっている」ような感覚になります。しかし、昏睡に近い眠りになる全身麻酔と比べると眠りが浅いので、恐怖心をすべて取り除き完全に眠った状態にするのは難しいと考えられます。

歯科治療が苦手な患者さんに 寄り添い、安心安全な治療 環境を提供します

さまざまな理由から歯科治療を苦手とする患者さんは、歯科治療のたびにつらい思いをするため、歯科受診を控えがちになり、虫歯や歯周病を悪化させてしまう傾向があります。そんな時こそ、**歯科麻酔科医**の出番です。薬を使ってリラックスする方法（**精神鎮静法**）や意識をとる方法（**全身麻酔**）を併用して歯科治療を行います。そのため、歯科治療はストレスのない状況でスムーズに進み、治療を終えた後の定期管理では恐怖心や警戒心も減るので、つらい思いをせずに歯科受診ができるようになりますと報告されています。それでは具体的に、**歯科麻酔科医**はどのような患者さんのお手伝いができるのでしょうか。

障がいのある患者さん

障がいのある患者さんに対する歯科治療では、それぞれの患者さんがお持ちの障がいを歯科医師や医療スタッフが充分理解し、患者さんだけではなく保護者や介護者の方たちとも相互理解を得て、お互い協力して診療を行う必要があります。

知的能力障がいがある方は、口の周りを触られることに敏感な場合が多く、歯磨きが難しかったり、虫歯などの口の病気を上手に伝えられなかったりするため、継続的な歯科検診・歯科治療や専門的なケアが必要になります。また、治療時に口を開けていることが難しい、特別のこだわりがある、あるいは言葉の理解が難しいなど、それぞれの患者さんがお持ちの歯科治療を受ける際の難しさを考えたうえで、安全に歯科医療を受けていただけるよう工夫をしています。そのため、まずは診療室や診療スタッフ、歯科治療の器具や治療方法に慣れてもらいながら治療を進めます（行動変容法）。

しかし、中には気づくのが遅れ、多くの虫歯ができてから歯科受診をしたり、ひどい痛みのために緊急の治療が必要になったりと、治療のための練習をする時間的な余裕がないこともあります。そのような場合にはネットで身体を包んで体の動きを抑えて治療を受けていただくこともあります。このような障がいのある患者さんに対する歯科治療で重要なのが、**全身麻酔**や**鎮静法**です。

治療内容や患者さんの状態に適した麻酔方法が選択されますが、私たちは障がいの有無に関係なくすべての人が苦痛なく適切な歯科治療を受けていただけることが重要と考えています。

全身麻酔や鎮静法を行う時の注意点！

全身麻酔や鎮静法は患者さんにとってはストレスの少ないとても良い方法ですが、注意点もあります。例えば、治療の前にご飯を食べない時間や飲み物を飲まない時間を守って、胃の中を空にする必要があります。

胃の中に食べ物が残っていると、麻酔中に嘔吐したり、吐いた物が肺に流れ込んだりして肺炎になることもあるからです。小さなお子さんや知的障がいのある方では、保護者・介護者の協力が必要です。

また、体調が悪いときも麻酔を行うことが出来ないため、体調の良い時期に治療日を変更する場合があります。安全に治療を行うために、ご理解とご協力をお願いいたします。



泣いて治療ができない 小児の患者さん

「子どものむし歯を見つけたけれど、嫌がって歯医者さんに行きたがらない。」「毎回大泣きして暴れてしまうから、あまり治療が進まない気がする。」このようなお悩みをお持ちの方は多いのではないのでしょうか。

歯科治療の必要性をまだ十分に理解できない子どもが、歯科治療を不安や恐怖の対象として捉えるのは当然のことともいえます。子どものむし歯は進行が速く、痛みが出た時には歯の神経の治療をしなくてはならない状態になっていることが多いのです。しかも、ほとんどの場合、複数の歯が同時に虫歯になっています。

一般的に、お子さんの発達に合わせて治療を上手に受けられることができるようにトレーニングを行っていきませんが、すでに痛みが出てきてしまい、治療を優先せざるを得ない場合があります。このようなときには、全身麻酔や鎮静法を使った歯科治療が有効な選択肢となります。



全身麻酔で子供の虫歯治療！

全国の小児歯科医と歯科麻酔科医に対して行った調査では、「治療に抵抗する子どもの歯科治療がスムーズに進むための方法として、身体の抑制などと比べ全身麻酔の併用が良い」という回答が最も多い回答でした。子供を押さえつけたりネットに包んで治療をすると、その子供は歯医者嫌いになり、治療どころか歯医者に行くことも嫌がるようになってしまうということを、多くの歯科医師が経験しているからです。

歯科治療恐怖症の患者さん

歯科治療に対し過剰な恐怖心を抱き、通常の歯科治療ができない状態を『歯科治療恐怖症』と呼んでいます。過去に歯科治療を受け入れられない出来事があり、歯科を受診できない精神状態にあります。「キーンというかん高い器械の音が怖い」「先が尖った器具を見ただけで不安になる」「唾液と水が口の中にたまって息がうまく出来ない」などを訴えられることがよくあります。このように歯科治療には、恐怖の原因となることが多くあります。日本人400名を対象とした調査では、歯科治療に対する恐怖感を持つ人の割合は11.3%で、イギリス、中国、スペインと比較しても高いことがわかっています。

吐き気が出やすい患者さん

歯磨きの時に歯ブラシが口の奥に入ったり、舌に触れたりすることで「オエッ」となったことはありませんか？このような、嘔吐様の反射が亢進し、容易に起こってしまう人は歯科治療を受けられなくなることがあります。例えば、歯の型取りができなかったり、治療器具を口に入れることができなかったりする場合です。もっとひどくなると、歯磨きができない、奥歯で噛めない、入れ歯を入れていられない、といったように生活の質の低下につながります。過去の研究では女性に多い、あるいは重症例は男性に多いと報告されています。

認知症のある患者さん

Aさんは認知症のため、施設に入所中です。娘さんが面会に行ったとき、母親の口臭が気になりました。そこで施設の人に相談したところ、Aさんは自分自身で歯磨きをすることはできず、また介護者の歯磨きも嫌がりさせてくれないので困っているとの返事でした。

困った娘さんは、訪問診療をしている歯科医師に来てもらうことにしました。しかし、歯科医師が口の中を見ようとすると、唇を固く結んで口を開けてくれません。無理に歯ブラシや器具を入れようとすると、興奮して怒って暴言を吐き、さらには手で払いのけ、指に咬みついたりします。歯科医師からは、「この状態では安全に歯科治療を行うことは無理です」と断られてしまいました。

そこで、治療を引き受けてもらえる医療機関をいろいろと探して、ある口腔保健センターにやってきました。ここには**歯科麻酔の専門医**が勤務しており、認知症のため通常の歯科治療が困難な患者さんにも**静脈内鎮静法**という方法を用い歯科治療の対応が可能とのことでした。

Aさんも鎮静剤を投与されると、静かに眠りました。まずは歯科衛生士による口腔ケアが行われました。何か月も歯磨きをしていないので、歯垢・歯石がべっとりつき、歯ぐきも腫れています。口臭が強いのも当然です。口腔内が清掃された後、引き続き歯科医師により数本の虫歯治療が行なわれました。全ての処置が終了した後、鎮静剤の投与は中止され、Aさんはゆっくりと目覚めました。しばらく診療室で休んだあと、施設に帰られました。

8020運動と認知症患者さん

厚生労働省の調査では、2025年には65歳以上の高齢者5人に1人が認知症と予想されています。その一方、80歳で20本以上自分の歯があれば、おいしく食事ができるという「8020（ハチ・マル・ニイ・マル）運動」が推進された結果、現在では8020達成者が、半分以上になっています。つまり、たくさんの歯を持った認知症患者さんが増えることになります。

認知症に伴ういろいろな症状は口の健康に大きく影響します。自分自身による歯磨きが困難となるだけでなく、介護拒否により介護者による口腔ケアも困難となります。このような、認知症になったことをきっかけに、一気に虫歯や歯周病が進行し、痛みや苦しみに食事満足に摂れなくなる状況は、避けなければなりません。たくさんの歯を持った認知症患者さんが、安心して歯科診療を受けることができる体制が整備される必要があります。

高齢で病気をお持ちの患者さん

認知症はなくとも、高齢になるにつれて心臓が悪い、糖尿病があるなど、全身的な病気を抱える患者さんも増えます。歯科治療の際にはその持病が悪化する心配や、さらに大きなトラブルを誘発する可能性など、安全に歯科治療を受けられるのか懸念が生じるかもしれません。

そのような場合には、**歯科麻酔専門医**が様々なモニタを使って、常に患者さんの身体の状態を監視し、適切にコントロールします。**歯科麻酔専門医**は有病者が安全に歯科治療を受けられるようサポートする専門家でもあります。

口腔外科手術を受ける患者さん

大学病院などにある口腔外科では、口の中にできた悪性腫瘍（舌癌など）や口唇口蓋裂などの先天異常、または口腔顎顔面領域の外傷（顎の骨の骨折）など、全身麻酔下でなければできないような手術が行われています。このような手術の際の全身麻酔を私たち**歯科麻酔科医**が担当しています。

これらの疾患では、患者さんはまず口腔外科を受診しますので、私たち**歯科麻酔科医**と直接お会いする時間は限られています。患者さんの状態や手術の内容に合わせた麻酔方法を計画し、患者さんの手術を無事に終わらせるよう、全力でサポートをしています。

口腔外科手術を受ける生後2,3カ月程度の小さな赤ちゃんから100歳近くの高齢者まで、どんな年齢層の患者さんにも安全に麻酔をかけることができる、それが**歯科麻酔専門医**です。

また、抜歯やのう胞摘出などの小手術の際は**歯科麻酔科医**が鎮静法を担当し、患者さんがリラックスした状態で手術を受けられるようお手伝いしています。

口の中や顔に原因不明の痛みや痺れのある患者さん

虫歯があれば歯が痛くなりますが、そのような明らかな原因が見当たらないにもかかわらず、口の中や顔に痛みや痺れがある患者さんがいます。大きな病気が隠れている場合もありますし、気持ちが原因で痛みがよくなることもあります。

このような症状に対しては、歯科医師だけではなく、耳鼻咽喉科や脳神経外科、精神科など医科との連携が必要となる場合もあります。**歯科麻酔科医**はその専門的な知識と技術を活かして治療の一端を担っています。

おわりに



皆さんとは直接お会いする機会の少ない私たち**歯科麻酔科医**ですが、その役割について紹介させていただきました。

最後までお読み下さり、どうもありがとうございました。

日本歯科麻酔学会では、歯科治療を受けることが難しい患者さんが、全身麻酔や鎮静法を利用することで、満足のいく歯科治療を安心して受けることができるよう、国、地方公共団体、歯科医師会、関連学会と協力して普及活動を行っています。

現在、歯科医療機関では歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科という診療科名を標榜していますが、「全身麻酔や鎮静法を安全に実施できる医療機関である」という看板を掲げることができません。そのため、歯科麻酔学会のホームページでは『全身麻酔管理下で障害者（児）歯科治療が可能な施設一覧』や『歯科麻酔専門医一覧』などの情報を公開していますので、全身麻酔や鎮静法を用いた歯科治療をご希望の場合には、そちらに掲載されている情報も参考にさせていただきます。

何かご不明な点がございましたら、歯科麻酔学会事務局までお問い合わせください。

<https://kokuhoken.net/jdsa/>